

第33回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年3月23日（月）午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取下げについて

(2) 議案第1号 大田原市農業委員会職員職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

(5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(6) 議案第5号 非農地証明願について

(7) 議案第6号 農用地利用集積計画について

(8) 議案第7号 農地中間管理事業について

(9) 議案第8号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積」の設定について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一 2 番 清水 眞理子

3 番 石崎 陽一 4 番 唐橋 洋子

5 番 小沼 伸枝 6 番 吉成 一

7 番 助川 悦夫 8 番 越沼 良

9 番 鈴木 賢一 10 番 相馬 和恵

11 番 細岡 則雄 12 番 高崎 真一

13 番 佐藤 長次 14 番 荒井 一夫

15 番 中山 知代子 16 番 阿見 芳

17 番 津久井 勝之

6 欠席委員 なし

7 本委員会に出席した職員

(1) 事務局長 長谷川 淳

(2) 農業振興係長 伊藤 甲文

(3) 農地調整係長 海野 計洋

(4) 農地調整係主査 須藤 義尚

- (5) 農業公社業務係長 磯 美 男
(6) 農政課農政係主事 和 久 翔一郎
8 傍聴人(1名) 星 雅人

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和(全委員)

事務局 (長谷川 淳) 最初に会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶(荒井 一夫) <あいさつ>

議 長 (荒井 一夫) 本日の出席委員は17名であり定足数を満たしております。ただいまから第33回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長 (荒井 一夫) 異議なしと認め、議事録署名人には17番津久井委員、1番木村委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可処分取下げについて」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料を読み上げ。1ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議案第1号「大田原市農業委員会職員職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (伊藤 甲文) <総会資料に基づいて説明。2ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。3ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。清水委員。

現地調査担当委員(清水真理子) 去る3月16日、事務局とともに現地調査班第3班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

ただ今の農地法第3条の規定による許可申請6件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題はないと思われまゝです。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。4～5ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。清水委員。

現地調査担当委員(清水真理子) 現地調査の結果についてご報告いたします。

番号1番ですが、申請地は周りを住宅及びアパートで囲まれており、今回の申請地が農地として取り残されている状態となっているところで、用途地域にも指定されていることもあり、許可することに特段の支障はないものと見てまいりました。

番号2と次の議案第4号の番号1は同じ場所ですが、申請地は野崎駅西土地区画整理事業地内に在り、申請者の自宅に隣接しています。議案第4号ではメゾネットタイプ8世帯分の長屋住宅と16台分の駐車場を目的として農地転用しますが、その長屋住宅の農地転用において必要としない分があるため、それを申請者の宅地敷地拡張、家庭菜園などとし

て利用するため申請に至ったものです。用途地域に指定されていることもあり許可相当と見てまいりました。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料に基づき読み上げ、6～13ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果を報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水真理子) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、申請地は先ほど5ページでも説明しましたが、野崎駅西土地区画整理事業地内であり、用途地域に指定されていますので、許可することに特段の支障はないものと見てまいりました。

番号2ですが、申請者の事務所はライスライン沿い金田北地区公民館の反対側にあり、申請地との距離は130mほどです。事務所を現在の場所に移転してから20年ほど経過し、従業員数も増えてきており駐車場、資材置場が不足していることから今回の申請に至ったようです。こちらは第2種農地でありましたが、令和2年1月27日付で農振除外となったこともあり、許可相当と見てまいりました。

番号3ですが、申請地は羽田パブリック跡地に隣接したところで、東側はその旧ゴルフ場に、北及び西側は山林に隣接して囲まれており、また、地目は田ですが、背丈ほどの枯草が生い茂っておりまして数年は耕作していなかったと思われる状態で、許可相当と見てまいりました。また、近隣にはすでに太陽光発電がありました。

番号4番、5番は同じ場所ですので併せて報告します。

県北体育館の西側にある道路は、市道名は県北体育館西線と言うようですが、申請地はその沿道にあります。周囲は宅地化が進んでおり、用途地域にも指定されていることから許可することに特段の支障は無いものと見てまいりました。

番号6ですが、報告第1号の許可処分の取下げの案件です。転用行為

を行う申請者が替わっただけですので、許可することに何ら問題はないと見てまいりました。

番号7ですが、申請地は平成30年11月の総会で同じ太陽光発電設備で許可した案件の南側に隣接したところです。畑であります、枯草が膝丈ほどの状況になっておりまして、進入路も特段なく、耕作されていない状況でした。許可相当と見てまいりました。

番号8ですが、申請地は番号1と同じ野崎駅西土地区画整理事業地内で用途地域に指定されていることから許可することに何ら問題はないと見てまいりました。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号3番を除いて、原案のとおり許可することとし、また、3番を許可相当として栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は3番を除いて原案のとおり許可することといたします。また、3番を許可相当として栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は3件であります。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料に基づいて読み上げ、14～16ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。清水委員。

現地調査担当委員 (清水眞理子) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、申請地は市道なんじゃもんじゃ通り沿いで、資料にもありますが昭和23年の居宅建築当時から宅地の一部として使用しておりまして、大きな石灯籠や石がありまして庭園として利用されています。20年以上経過しているということですので、証明することに特段の問題は無いと思われま。なお、西側に田がありますが、その田を測量したことにより今回の申請地が宅地の一部であるということが分かったとのことでした。

番号2ですが、申請地は市道中野内南方線沿いで木佐美南方トンネルのすぐ近くで、下り坂のカーブしているところです。当時は山林を切り開いて農地として利用したと思われま。証明することに支障は無いと見てまいりました。

番号3ですが、申請地は那珂川右岸で車ではとても行きにくい、無道路地と言っても過言ではないところです。昭和61年に相続してから耕作していないとのことで、畑として復元することは困難であると思われ
ますし、場所も場所ですから、証明することが妥当だと見てまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<中山委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 中山委員。

中山 知代子委員 番号2番ですが、平成6年ころに植林とありますが、田んぼに植林して問題はなかったのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局でお願いします。

事務局 (海野 計洋) 本来であれば、農地を転用許可なしに植林をすることは好ましくないといえますか、違法転用になります。ただ、平成6年に植林し、すでに20年以上経過していますので、非農地証明によりやむを得ず対応いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本件は、地図上ではわかりませんが、皆さんだいたい想像がつくと思います。南方のトンネルを過ぎた山あいの場所です。ただ、それとは別に地域の中ではっきりわかっている部分があれば、事前にそれなりの指導、対応をいたします。

その他にございますか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようなので、採決に入ります。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。本件中に議事参与に該当する案件がありますことから11番細岡委員は退室願います。

<11番細岡委員退室>

議 長 (荒井 一夫) それでは、事務局から説明願います。

事務局 (磯 美男) <総会資料に基づいて読み上げ、17~27ページ>

農地貸借等契約支援事業 計 59件

農地中間管理機構特例事業 計 13件

農地所有者代理事業 計 1件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

議案審議が終了しましたので、11番細岡委員の入室を認めます。

<11番細岡委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局 (和久翔一郎) <総会資料に基づいて読み上げ、28～29ページ>

農用地利用集積計画 計4件

農用地利用配分計画 計4件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第8号「農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積」の設定について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局 (海野 計洋) それではまず初めに別段面積について説明いたします。農地の売買等による権利取得後の経営面積につきましては、原則として北海道は2ha、それ以外の都府県は50aに満たない場合には農地法第3条の許可をすることはできないことになっております。しかし、その基準の面積は農業委員会が市町村の区域の全部、または一部について別段の面積を定め、これを公示した時には、その面積に緩和されることとなります。本市におきましては、平成25年2月の農業委員会総会で須賀川地区のみ下限面積を30aに設定し、同年4月1日からこの面積が適用されております。また、この下限面積については農林水産省の通達によりまして、修正の必要性を毎年検討することになっておりまして、今回もまた議案として提出するものでございます。

＜総会資料に基づき読み上げ。30～31ページ＞

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり設定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案のとおり設定することといたします。

以上で本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次にその他に入ります。

議事案件以外に委員の皆さまからご意見、ご質問等ありませんか。

＜鹿畑の営農型太陽光発電設備の運営状況について報告・提案＞

＜議案第7号中の「物納」の詳細表記について確認＞

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから他にないようなので、以上で第33回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時54分 閉 会